

平成19年1月10日
消 防 庁

全国瞬時警報システム（J-ALERT）による一部の情報の送信開始

消防庁は、来る2月9日から、「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」による一部の情報の送信を開始します。また、同日から、14の都道府県及び市町が情報の受信、同報無線の自動起動を開始します。

1 一部の情報の送信開始の概要等

消防庁では、平成19年度当初予算案に関連経費を計上し（別紙参照）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に向け取り組むこととしているところですが、このたび、これに先立って、来る2月9日から、昨年度に実施した実証実験に協力していただいた諸団体の協力を得て、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による一部の情報の送信を開始します。

送信の対象となる情報の範囲は、当面、以下に掲げる気象庁からの情報とします。

- ① 津波警報（オオツナミ、ツナミの2種類）
- ② 緊急火山情報
- ③ 津波注意報
- ④ 震度速報
- ⑤ 気象警報等
- ⑥ 東海地震予知情報等
- ⑦ 臨時火山情報等

なお、上記の情報のうち、どの情報を同報無線を自動起動して住民に伝達するかは、市町村が決めることとしています。ただし、①及び②については、原則として、同報無線を自動起動して住民に伝達することとしています。

また、以上の情報のほか、消防庁及び気象庁は、現在住民等への本格的な提供に向けた準備が進められている「緊急地震速報」について、住民等への情報伝達方法等について課題を抽出するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いたモデル実験の実施を検討中です。

2 一部地方公共団体における情報の受信及び同報無線の自動起動開始の概要

また、今回の一部の情報の送信開始に伴い、昨年度の実証実験に協力していただいた地方公共団体のうち、下記のとおり、10都道府県において情報の受信が開始され、4市町において情報の受信及び同報無線の自動起動が開始されることになりました。

平成19年2月9日から情報の受信等を開始する地方公共団体

(1) 都道府県（10団体）

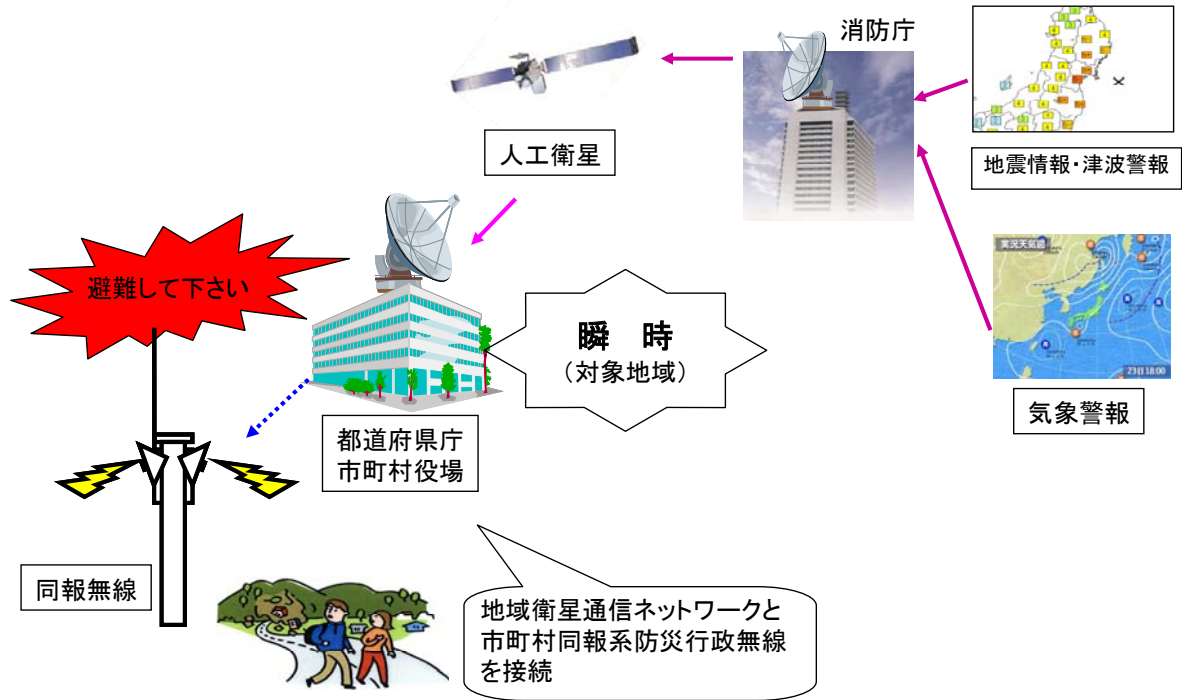
北海道、埼玉県、千葉県、東京都、福井県、長野県、静岡県、兵庫県、鳥取県
及び福岡県

(2) 市町（4団体）

岩手県釜石市、埼玉県日高市、千葉県南房総市及び兵庫県市川町

※ この他の地方公共団体も情報の受信等の開始について準備・検討中です。

3 イメージ図



※ 市町村が、どの情報を同報無線を自動起動して住民に伝達するかを決める。

(連絡先)

担当：消防庁国民保護・防災部防災課
国民保護室・国民保護運用室
伊藤課長補佐・益子
電話：03-5253-7551
FAX：03-5253-7543

全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備

全国瞬時警報システム(J-ALERT)とは

- 津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星を用いて送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、**住民に緊急情報を瞬時に伝達**。
- 平成17年度に実証実験を行い、システム・機器の標準仕様や国側の送信設備を完成。
平成18年度に送受信ソフトの改修を実施。

国に設置

地方公共団体に設置

